

## 1 共済事務の概要(主な事務の流れ)

### 《共済契約の締結、共済加入の手続きに係る事務処理》

共済契約の申込み ※申込期限：前年度3月末日



- ・(独)日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が行う災害共済給付事業に加入していることが必要
- ・「共済契約申込書(様式1)」により、契約の申込み

被共済者(加入者)数の報告 ※報告期限：5月末日



- ・保護者から共済加入の意思の確認  
(全員を加入させることとしている学校等は不要)
- ・小中学校等で、要保護及び準要保護となる(可能性のある者を含む。)児童生徒の数を把握
- ・「被共済者数及び掛金納入予定報告(様式2-1,2-2,2-3)」により報告

共済掛金の振込み(1) ※振込期限：5月末日



- ・保護者から掛金を徴収  
(掛金を学校等が負担している場合は不要)
- ・5月末日までに納入することとしていた共済掛金を銀行から振込み  
(学校等以外が掛金を負担している場合は、負担者へ振込みを依頼)

共済掛金の振込み(2) ※振込期限：準要保護等の認定終了日から1ヶ月後  
(小・中学校等で「準要保護」等の認定が6月以降となる分の振込み)

- ・要保護、準要保護の認定結果を互助会へ報告(様式は任意)
- ・上記の者に係る共済掛金を銀行から振込み  
(学校等以外が掛金を負担する場合は、負担者へ振込みを依頼)

### 《共済金支給対象となる傷害が発生した時の事務処理(共済金の請求)》

共済金の請求

- ・センターの災害共済金給付対象となる場合、まずはセンターの給付金の請求
- ・センターの給付金の支給決定後、当会へ「共済金請求書(様式7,8,9,10,11)」により請求  
(センターの災害共済金給付対象外の場合は、直ちに当会へ共済金を請求)
- ・当会からの決定通知書(保護者あて)を当該保護者へ配付

### 《その他不定期な事務処理》

年度中途での転入、転出

- ・「転入届(様式4)」「転出届(様式5)」により報告
- ・転出者で掛金の返納額があれば、「共済掛金返還請求書(様式6)」により請求
- ・転入者の場合、共済掛金を振り込み